

飛鳥Ⅱ ご乗船のお客様へ (新型コロナウイルス感染症分類5類移行後の対応について)

飛鳥クルーズご乗船にあたり、お客様へ以下のご案内を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症分類の変更に伴い、5月12日出発クルーズ以降、飛鳥クルーズにおける感染症対策は以下の内容となります。

●ご体調不良に伴う対応について

・ご乗船5日前からご出発当日にかけて、発熱(目安:37.5度以上)や倦怠感、咳、咽頭痛、鼻水、嘔吐、下痢等、感染症の諸症状がある場合は、ご乗船をお断りいたします。(お客様ご自身でのウイルス検査や、医師の診断結果に関わらずご乗船いただけません)

また、諸症状がある方と同居されているお客様もご乗船いただくことができません。

2023年8月19日出発クルーズまで、上記症状を理由にクルーズ乗船をお取消しされる場合、医師による診断書あるいは、通院が確認できる書類のご提出を条件として、所定の取消料はいただきません。

お申込み旅行会社へご提出ください。併せて、ご乗船受付時に発熱などの体調不良が認められた場合には、ご乗船をお断りいたします。(取消料はいただきません。同居されている方もご乗船いただけません)

なお、同対応について今後変更がある場合には、決定次第、当社ホームページでご案内いたします。

●感染症に関する対応について

・ご乗船当日のPCR検査は実施いたしません。また、新型コロナウイルスワクチン接種状況や、事前PCR検査結果等のご用意は不要です。(ご乗船当日PCR検査の受検ならびに、その検査結果を旅行会社へ通知する旨の同意書のご記入、ご提出も不要です)

・基礎疾患をお持ちのお客様、酸素ボンベをご利用のお客様はクルーズ旅行ご参加にあたり、かかりつけの医師や医療機関にご相談いただく事をお勧めいたします。

・ご乗船中のマスク着用はお客様にてご判断をお願いいたします。なお、一部乗組員は引き続きマスクを着用し、業務を行います。

・船内では手洗い・手指消毒を継続し、ご乗船受付や料飲施設等で検温を行う場合がございます。お客様のご理解とご協力をお願いいたします。

・ご乗船後、諸症状があるお客様には、診療室の受診をお勧めする場合がございます。(自費診療となります)

・ご乗船中に新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の諸症状が発生した場合、船医の判断により該当のお客様ならびに同室のお客様は、原則、自室にて隔離とさせていただきます。

症状が治まり、船医が回復したと認めるまでは客室にてお過ごしいただきます。この場合のクルーズ代金の払戻しはございません。

・海外クルーズでは、日本帰国に際し、ワクチン接種証明やウイルス検査陰性証明などを求められる場合があります。詳細につきましてはお申込みの旅行会社よりご案内いたします。

感染症対策に伴い中止していたサービス・施設等については、一部を除き、随時サービスや利用の再開をしております。どうぞ、飛鳥クルーズをお楽しみください。